

鉱業法第141条の規定による公示

下記の鉱業権は、鉱業法第55条の規定に基づき令和6年12月23日付けで取消し処分をしたので、鉱業法第141条及び鉱業法施行規則第3条の規定により公示する。

関東経済産業局長

記

整理番号	鉱業権登録番号	処分年月日	処分の内容	鉱区の所在地	鉱種
1	東京都採掘権（旧砂鉱）登録第16号	令和6年12月23日	取消し 鉱業法第55条第5号	東京都青梅市	砂金
2	山梨県採掘権登録第25号	令和6年12月23日	取消し 鉱業法第55条第3号	山梨県南巨摩郡早川町	金外5